

# ビジネス・キャリア検定試験の実施に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止 ガイドライン

令和2年6月22日  
(令和3年4月1日改訂)  
(令和4年7月1日改訂)  
中央職業能力開発協会

本ガイドラインは、ビジネス・キャリア検定試験の実施に当たって、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施するように努めるべき具体的な事項をとりまとめたものです。

なお、本ガイドラインは今後の感染状況や新たな知見等を踏まえて逐次見直すことがありますので、ご注意ください。

## 1 試験会場での取組み

- (1) 受付や休憩室等で受験者同士が接近せず、十分な間隔をとることができるよう受験者の誘導を行うこと
- (2) 会場入口へのアルコール等消毒剤の設置による手指の消毒やドアノブなどの定期的消毒等、衛生を保つことができる環境を整備すること
- (3) 「新しい生活様式」において、人との間隔はできるだけ2メートル(最低1メートル)空けることが推奨されていることを踏まえ、配席の工夫(1席または1メートル空ける)や会場ごとの受験者数の制限等により、可能な限り受験者相互の適切な身体的距離を確保すること
- (4) 入口の開放、窓の定期的開放、空調設備の適切な使用等により、換気を確保すること

## 2 スタッフの取組み

- (1) 試験当日の検温及び健康状態の確認
- (2) 試験会場におけるマスクの着用、こまめな手洗い、アルコール等による手指・備品の消毒等の感染防止対策等の実施
- (3) 試験日前7日間における検温等の健康管理及び試験当日に以下のいずれかに該当する場合の代替スタッフとの交代
  - ア 37.5℃以上または平熱を1℃以上超える発熱、咳・のどの痛みなどの風邪の症状、強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)等の新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる症状がある場合
  - イ 新型コロナウイルス感染症に罹患し、退院または宿泊療養等の解除が認められていない場合
  - ウ 保健所等から濃厚接触者に該当するとされ、健康観察や外出自粛等の解除が認められていない場合
  - エ 海外から入国し、検疫所等が指定した施設または自宅等での待機の解除が認められ

ていない場合

### 3 受験者の方へのお願い

#### (1) 受験に当たっての依頼事項

- ア 「新しい生活様式」の実践例を参考とした感染予防
  - イ 試験当日に以下のいずれかに該当する場合の来場見合わせ
    - (ア) 37.5℃以上または平熱を1℃以上超える発熱、咳・のどの痛みなどの風邪の症状、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）等の新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる症状がある場合
    - (イ) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、退院または宿泊療養等の解除が認められていない場合
    - (ウ) 保健所等から濃厚接触者に該当するとされ、健康観察や外出自粛等の解除が認められていない場合
    - (エ) 海外から入国し、検疫所等が指定した施設または自宅等での待機の解除が認められていない場合
- ※上記（ア）～（エ）に該当し、来場を見合わせた場合は、受験料（申込手数料は含みません）を返還いたします。
- ウ 中央職業能力開発協会ホームページで随時公開される試験実施情報の事前確認
  - エ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの活用
  - オ 試験地により、都道府県等からの要請や試験会場の使用条件等が定められている場合の当該事項の遵守

#### (2) 会場における依頼事項

- ア 入・退室時の手指消毒やこまめな手洗い
  - イ 会場内でのマスク着用及び本人確認時の一時的マスク脱着
  - ウ 受付時の最小1m間隔での整列
  - エ 入・退室時の密集回避
  - オ 受験者同士の会話の自粛
  - カ 休憩・食事スペースでの密集回避
  - キ 試験会場にあるゴミ箱使用の自粛
  - ク 受験者に感染が疑われる者が出た場合等に保健所等の公的機関へ個人情報提供される場合があることの承諾
  - ケ その他試験会場での感染拡大防止措置への協力
  - コ 試験開始前に上記（1）イ（ア）の症状がみられた場合の受験自粛
- ※上記コに該当し、スタッフからの要請により、受験を自粛した場合は、受験料（申込手数料は含みません）を返還いたします。